

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の
変更等に伴う各種ガイドライン等の一部改正について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の変更等に伴い、以下に記載する各種ガイドライン等の一部を次のように改正する。

次の表により、現行規定欄に掲げる内容をこれに対応する改正後欄に掲げる内容に改める。なお、現行規定中の「令和 8 年●月●日」は民間資金等活用事業推進会議にて、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」及び「契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー」の一部改正が決定された日、改正後の「令和 8 年○月○日」は基本方針が閣議決定された日とする。

◎ P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン

ページ 番号	改正後	現行規定
2	…基本方針（令和 8 年○月○日閣議決定。以下「基本方針」という。）	…基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）
40	附 則 本ガイドラインは、令和 8 年○月○日から施行する。	附 則 本ガイドラインは、令和 8 年●月●日から施行する。

◎ P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

ページ 番号	改正後	現行規定
2	…基本方針（令和 8 年○月○日閣議決定。以下「基本方針」という。）	…基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）
17	附 則 本ガイドラインは、令和 8 年○月○日から施行する。	附 則 本ガイドラインは、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

◎VFM (Value For Money) に関するガイドライン

ページ 番号	改正後	現行規定
1	…基本方針（令和8年〇月〇日閣議決定。以下「基本方針」という。）	…基本方針（平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）
16	附 則 本ガイドラインは、令和8年〇月〇日から施行する。	附 則 本ガイドラインは、令和5年6月2日から施行する。

◎契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー

ページ 番号	改正後	現行規定
Ⅲ	…基本方針（令和八年〇月〇日閣議決定）	…基本方針（平成三十年十月二十三日閣議決定）
Ⅳ	・PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和八年〇月〇日）	・PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成三十年十月二十三日）
Ⅳ	・モニタリングに関するガイドライン（令和八年〇月〇日）	・モニタリングに関するガイドライン（平成三十年十月二十三日）
1	…基本方針（令和8年〇月〇日閣議決定）にのっとり た上で、…	…基本方針（平成30年10月23日閣議決定）にのっとり た上で、…
145	附 則 本ガイドラインは、令和8年〇月〇日から施行する。	附 則 本ガイドラインは、令和8年●月●日から施行する。

◎モニタリングに関するガイドライン

ページ 番号	改正後	現行規定
1	…基本方針（令和 8 年〇月〇日閣議決定。以下「基本方針」という。）	…基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）
3	<p>② 管理者等が、選定事業者から、定期的に</p> <p>i) 事業の実施状況報告、</p> <p>ii) 公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告</p> <p>を求めることができることや</p> <p>iii) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合に報告を求めることができること</p> <p>iv) 建設工事を伴う事業契約においては、事業費内訳書の提出や適正な労務費であることの確認を求めることができること</p>	<p>② 管理者等が、選定事業者から、定期的に</p> <p>i) 事業の実施状況報告、</p> <p>ii) 公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告</p> <p>を求めることができることや</p> <p>iii) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合に報告を求めることができること</p>
4	<p>※ 基本方針四 4（3）</p> <p>公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 建設工事を伴う事業契約においては、公共施設等の管理者等は、選定事業者から、事業費内訳書の提出や適正な労務費であることの確認を求めることができ</p>	<p>※ 基本方針四 4（3）</p> <p>公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p>

	<p>ること。</p> <p>(ハ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。</p> <p>(ト) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ハ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた行政の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。</p>	<p>(ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。</p> <p>(ハ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた行政の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。</p>
29	<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、令和 8 年〇月〇日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。</p>

◎公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

ページ 番号	改正後	現行規定
1	…基本方針（令和 8 年〇月〇日閣議決定。以下「基本方針」という。）	…基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定）
22	「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」（令和 6 年 3 月、厚生労働省）	「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」（令和元年 9 月、厚生労働省）
22	「下水道分野における「水の官民連携」（ウォーター PPP）ガイドライン第 3.0 版」（令和 8 年 4 月、国土交通省）	「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」（平成 31 年 3 月、国土交通省）
34	「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」（令和 6 年 3 月、厚生労働省）	「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」（令和元年 9 月、厚生労働省）

34	「下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP)ガイドライン第3.0版」(令和8年4月、国土交通省)	「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(平成31年3月、国土交通省)
56	附 則 本ガイドラインは、令和8年〇月〇日から施行する。	附 則 本ガイドラインは、令和5年6月2日から施行する。

以上